審査基準（公表用）

様式第３号

所管部（局）・課　県民環境部・有明海再生・環境課

法令名	土壌汚染対策法施行規則	法令の番号	平成１４年環境省令第２９号
許認可等の種類	特定有害物質の種類の通知申請	根拠条項	第３条

審査基準

○土壌汚染対策法施行規則 第３条

３ 都道府県知事は、調査実施者が法第３条第１項又は第８項に基づき土壌汚染状況調査を行う場合において、土壌汚染状況調査の対象地において土壌の汚染状態が土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合していないおそれがある特定有害物質の種類があると認めるときは、当該調査実施者の申請に基づき、当該申請を受けた日から起算して３０日以内に、当該特定有害物質の種類を当該調査実施者に通知するものとする。

４ 前項の申請は、様式第２による申請書を提出して行うものとする。

５ 調査実施者は、第３項の申請をしようとする場合において、土壌汚染状況調査の対象地における土壌の特定有害物質による汚染のおそれを推定するために有効な情報を有しているときは、前項の申請書に当該情報を記載した書類を添付しなければならない。

受付機関	有明海再生・環境課	処理機関	有明海再生・環境課	交付機関	有明海再生・環境課	標準処理期間	３０日	目次	
						標準経由期間	日	ＮＯ	